

2025年11月7日

各 位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 I C

代表取締役社長執行役員 齋藤 良二

(コード番号 4769 : 東証スタンダード市場)

問合せ先

取締役上席執行役員管理本部長 大代 一寿

TEL : 03-4335-8188 FAX : 03-4335-8196

譲渡制限付株式報酬制度の改定（取締役の報酬改定）に関するお知らせ

当社は、2025年11月7日付開催の臨時取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の見直しを行い、本制度に関する取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬改定の議案を2025年12月19日付開催予定の第48回定期株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬改定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年12月18日開催の第38回定期株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2020年12月18日開催の第43回定期株主総会において、本制度を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して付与する当社の普通株式の総額を年額20,000千円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年31千株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役に、さらなる企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり本制度の報酬額等について必要な改定を行うことといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分

をされる当社の普通株式の総数は 31 千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、本制度の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、報酬額の外枠で年額 50,000 千円以内といたします。1 株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値として算出する）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式につ

いて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。